

ID: 1012

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	路地状敷地の制限に関する特例の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	東京都建築安全条例第 10 条第 4 号		
例 規 番 号			
【基準】 ① 耐火建築物又は準耐火建築物（主要構造部が原則として1時間耐火のもの）であって、路地状部分の幅員がその奥行に比較して広く、かつ、避難上支障がないと認められる場合。 ② 当該敷地が他の道路、公園、広場その他公共的空地に接しており、かつ、避難上支障がないと認められる場合。 ③ 耐火建築物で、当該建築物の周囲に道路まで有効に接続した幅員4メートル以上の敷地内通路等が確保され、当該通路等に面して建築基準法施行令第126条の6に定める非常用の出入口又はこれに代わる窓が設けられており、接道長さが10メートル以上ある場合。 ④ 耐火建築物又は準耐火建築物であり、2階建て又は3階建て程度で、かつ、小規模のもので、路地状部分が幅員6メートル以上あり、路地状部分に連絡する幅員4メートル程度の空地が建築物の周囲に確保されている場合。 ⑤ その他、小規模な木造共同住宅等で、その敷地及び配置等の状況により、安全上支障がないと認められる場合。 [出典] 社団法人東京建築士会：東京都建築安全条例とその解説			
標準処理期間	30日		
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条の表 12 の項ニ		
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日